
監査委員公表

監査委員公表第4号

令和6年3月21日付 R05-21000-01236 及び R05-21000-01248 の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年8月9日

長崎県監査委員	下	田	芳	之
同	砺	山	祐	実
同	大	場	博	文
同	堤		典	子

R06-01090-01749
令和6年5月29日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 祐実 様
長崎県監査委員 大場 博文 様
長崎県監査委員 堤 典子 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公 印 省 略)

令和5年度普通会計定期監査結果（後期）及び
行政監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月21日付 R05-21000-01236 にて提出された監査結果に基づき、別紙
のとおり措置を講じましたので通知します。

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	地域振興部	五島振興局 管理部 総務課 建設部 道路課	<p>一般国道384号外5線道路清掃業務委託（路面清掃）において、予定価格等をランダム化により決定することを告知していない。</p> <p>また、委託業務により生じた産業廃棄物の処分について、県が排出事業者として処理を行っていない。</p>	<p>電子入札システムを使用する委託業務（建設関連業務委託）は、入札執行通知書をシステムで作成する際、ランダム化について自動で標記されるようになっておりますが、今回の案件は電子入札システムを使用しない委託業務（事務委託）だったため、入札執行通知書を作成する際にランダム化についての記載を失念したものです。</p> <p>電子入札システムを使用しない案件については、決裁欄にランダム化について明記が必要か否かのチェック欄を設け、決裁ラインにおいても複数人で確認できるよう改め、再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、路面清掃業務に係る廃棄物の取り扱いについては、道路維持課から通知が出ていたことを失念していたため発生したものです。今後は通知に従い適切に処理を行ってまいります。</p>
2	地域振興部	五島振興局 上五島支所 総務課	<p>履行証明書の交付において、事実の証明手数料を徴していない。</p>	<p>上五島支所管内県公舎建築物及び建築設備点検業務委託において、受注者から契約保証金の免除を申請するための履行証明書の交付を求められた際、誤って事実の証明手数料を徴取することなく対応したものです。</p> <p>今後同様の事案が発生した場合は、履行証明書でなくても契約書と公金支出情報の写しで代用可能であることを案内するとともに、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
3	地域振興部	五島振興局 上五島支所 総務課	<p>灯油単価契約のFAX見積において、見積執行通知書に代表者印を押印すべきことなどを記載していない。</p>	<p>灯油単価契約のFAX見積において、見積執行通知書に「提出する見積書には代表者印を押印すること」との記載を怠り、代表者印がなく会社印のみが押印された見積書を有効として取り扱っていたものです。</p> <p>本指摘を受け、課員に対し、入札・契約事務マニュアルに沿った見積執行通知書を周知し、適正な作成を共有いたしました。</p> <p>今後は、入札・契約事務マニュアルを十分確認し、決裁時のチェックを徹底するなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
4	地域振興部	杵岐振興局 管理部 総務課	<p>消耗品等出納簿（切手）において、帳簿と現物の残数量が一致しておらず、物品管理者及び出納員の確認が不十分である。</p>	<p>監査終了後直ちに使用状況と現物の残数を再確認し、消耗品等出納簿を修正致しました。</p> <p>今後は、このようなことがないように物品管理規則を遵守し、消耗品等出納簿については、物品管理者と出納員の現物確認を徹底致します。</p>
5	地域振興部	対馬振興局 管理部 総務課	<p>消耗品の購入において、無効な見積書を有効と取り扱っている。</p>	<p>FAXによる見積合わせを行った際、法人印のみで代表者印が無いことを見落とし決定としたものです。</p> <p>予備監査終了後の令和5年9月に班内で関係規程を確認し共有しました。</p> <p>今後同様の誤りが無いよう十分に注意し事務の遂行に努めてまいります。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
6	福祉保健部	五島振興局 上五島支所 保健部 企画保健課	<p>新型コロナウイルス感染症宿泊療養者等移送業務委託において、支払金額が過大となっている。</p> <p>また、業務時間外分の支払条件の定めが不明確である。</p> <p>さらに、積算根拠が不十分である。</p> <p>加えて、契約書に仕様書を添付しておらず、契約内容が不明確である。</p>	<p>本事案は、契約相手方が従事した時間外勤務において、本来は1か月分の累計時間を基に算出すべきものを従事日毎に算出していたため、支払金額が過大となったものです。また、土日搬送における算出根拠が契約書上不明瞭となっております。</p> <p>なお、過払い分については、契約相手方へ返還を求め、令和6年3月12日に納付が完了しています。</p> <p>今後、同様の委託契約の履行にあたっては、実態に即して確実な手続きを行うよう、入札・契約事務マニュアルに基づき適正な執行に努めてまいります。</p>
7	福祉保健部	西彼福祉事務所	<p>債務者の住所等の現況確認を行っていない。</p> <p>また、確実な時効更新措置が講じられていない。</p> <p>加えて、収入未済額に比べて少額の分納が続いていることから、分納額の増額を働きかけるなど、早期の回収等に努めるべきである。</p>	<p>債務者の住所等の現況確認を行い、状況に変動は生じていないことを確認しました。</p> <p>また、時効の更新につきましては、平成21年3月に本庁子ども家庭課が顧問弁護士に相談した事例において、「口頭等で独立した債権の全体額を説明し、債権の全体額を承知した上で、どれか一つの債権に対して納入すれば、債権が独立したものであっても、全ての債権の時効が中断していると捉えて構わない」との助言を受けており、本事例についてもこの助言に基づき催告・納入状況等を確認した結果、「全体額を承知したうえでの納入と判断しても問題ない」との回答を受けており、平成8年度分債権に対して分割納入が継続されていることから、平成8年度～平成14年度の債権全体に対して時効更新されているものと認識しています。</p> <p>当該案件は、債務者の金銭管理者である実姉を介して債権回収を行っていますが、円滑な債権回収に困難を来している事案であり、債権管理室への業務移管の手続きを進めています。</p>
8	福祉保健部	佐世保こども・女性・障害者支援センター	<p>庁舎清掃業務委託において、再委託の承認がされていない。</p>	<p>庁舎清掃業務委託における貯水槽の点検・整備について、県の承諾を得ずに受託業者以外の業者が水質検査を実施していたものです。</p> <p>今後、業務を委託する業者に対し、再委託を行う場合には、事前に県の承諾を得る旨について周知を徹底し、再委託の有無を確認します。</p> <p>なお、令和5年5月に新庁舎へ移転したため、現在貯水槽はありませんが、今後、委託業務に関しては、再委託の周知・確認を徹底する等、適正な処理を行います。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
9	福祉保健部	こども医療福祉センター	障害福祉使用料において、時効更新措置がとられずに時効期間が経過しているものがある。	<p>ご指摘がありました債権については、関係課にも相談しながら徴収を進め、令和元年度に現地訪問（離島）による督促にて一部収納があったものの、以降は相手方と連絡が途絶え、継続して接触を試みましたが、その機会が得られないまま時効の期限が到来したものです。</p> <p>電話・文書による督促通知は行っていましたが、簡易裁判所へ支払督促の申立てを行い、時効を更新するという手段については、把握しておりませんでした。</p> <p>今後は同様の案件が発生した場合には、関係課への債権移管も視野に入れて未収金対策を行ってまいります。</p> <p>なお、ご指摘がありました債権については、令和6年3月29日付で不納欠損処理を行いました。</p>
10	こども政策局	開成学園	プール濾過器保守点検業務において、一部業務が実施されなかったにもかかわらず、減額変更契約が行われていない。	<p>実績報告書の確認が不十分だったため、変更契約を締結していなかったものです。未実施分については委託業者と協議し、令和5年12月に返納処理を行いました。</p> <p>今後は、業務の履行状況を適切に確認したうえで、必要に応じて変更契約を行うなど、適正な事務処理を行います。</p>
11	こども政策局	開成学園	<p>産業廃棄物収集・運搬及び処分業務2件において、仕様書を作成していない。</p> <p>また、予定額積算において、産業廃棄物税相当額が含まれていることが不明確である。</p>	<p>業者には口頭で説明を行っていたため、仕様書を作成していなかったものです。今後は契約内容を明確にするため仕様書を作成するとともに、予定価格の積算資料の中に産業廃棄物税相当額の欄を設け、計上されていることが明確になるように改善します。</p>
12	こども政策局	開成学園	燃料購入契約において、FAX見積が同価の場合のくじによる契約相手の決定手順を誤っている。	<p>FAX見積において最低見積価格が同価だった場合の契約相手の決定手順について認識が誤っていたものです。再発防止のため、決裁文書にくじによる決定方法が記載されたマニュアルを添付し、決定方法に誤りがないか確認を徹底します。</p>
13	こども政策局	開成学園	消防設備（非常用電源装置）改修外1件において、見積書を徴取していない。	<p>一者見積もりのため、参考見積書とは別に見積書を再度徴取する必要がないと考えていたものです。今後は財務規則等に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
14	こども政策局	開成学園	<p>給食材料単価契約において、仕様書を作成しておらず契約内容が不明確となっている。</p> <p>また、年度予算成立前に見積執行通知を行っている。</p> <p>さらに、履行期間初日以降に承諾書を徴している。</p>	<p>見積書様式に規格を記載していたため、仕様書を作成していなかったものです。今後、契約内容を明確にするため令和6年度契約分からは仕様書を作成します。また、新年度予算が成立したことを確認するため定例県議会スケジュール及び議決通知を添付し、議決日を確認のうえ見積執行通知を发出するとともに、履行期間初日以前に承諾書を徴取します。</p>
15	産業労働部	長崎高等技術専門学校	<p>学生寮のベッドマット交換において、産業廃棄物処分許可を有していない納入業者に不用となった既存のベッドマットの処分を依頼している。</p>	<p>学生寮から排出される廃棄物について、一般廃棄物と誤認したことにより発生した案件です。産業廃棄物としての処理の必要性を認識し、令和5年12月からは産業廃棄物処理業者に委託して処理を行いました。今後、産業廃棄物としての処理の必要性を組織内で共有し、再発防止に取り組みます。</p>
16	産業労働部	長崎高等技術専門学校	<p>前回指導したにもかかわらず、消耗品等出納簿(現金領収書)において、使用していない月の残数の記載がなく、物品管理者及び出納員による確認、押印がなされていない。</p> <p>また、消耗品等出納簿(切手・R5年度)において、物品管理者及び出納員による確認、押印がなされていない。</p>	<p>前回の指導内容について組織内での共有が不十分であったため、今回同様の指摘を受けたものです。指摘を受けた後、これまで消耗品ごとに別冊で管理していた出納簿を1冊にまとめ、全消耗品を一括管理するよう改めました。今後も組織全体で物品取扱規則等を再認識し、適正な物品管理事務に努めます。</p>
17	産業労働部	佐世保高等技術専門学校	<p>公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。</p>	<p>指摘を受けた後直ちに会計課財務システム班に要請し、令和5年11月14日に是正しています。なおその後は、確認体制を強化して再発防止に努めています。</p>
18	水産部	県央振興局建設部管理課	<p>有喜漁港海岸環境整備施設管理委託外1件において、再委託の承認が不十分である。</p>	<p>再委託承認は行っておりましたが一部の業務に関し、再委託承認時に申請・承認書共に記載が漏れていたものです。今年度については市へ指導し、追認を行いました。</p> <p>今後は市との契約時に十分かつ綿密な協議を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
19	水産部	五島振興局農林水産部水産課	<p>出漁負担軽減対策事業費補助金において、補助対象経費としていない消費税及び地方消費税を含めて交付決定している。</p>	<p>補助対象外となる消費税及び地方消費税分については、令和5年11月に返還手続きを行いました。今後は補助対象経費として認められる経費であるか十分注意したうえで確認し、処理を行ってまいります。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
20	水産部	沓岐振興局 農林水産部 水産課	<p>前回、局内他課の監査で指導したにもかかわらず、証紙収入実績簿において、実績がある月の月計及び累計を記載していない。</p>	<p>前回の局内他課の監査結果における指摘・指導事項について、局内で共有されていたにも関わらず、その内容に対する認識が不十分であったため発生した案件です。</p> <p>監査終了後、直ちに規則に基づく様式により、実績のある月の月計及び累計を記載し、是正しました。</p> <p>今後は、証紙条例及び施行規則を遵守し、月計及び累計の記載の徹底を図ってまいります。</p> <p>また、局総務課から監査結果を共有するため、局部課長会等を通じて各所属へ周知し、併せて、総務課長から監査報告事項に関する文書通知を局内向けへ発出し、共通事務を行う担当者への情報共有を行い、再発防止に努めてまいります。</p>
21	水産部	対馬振興局 建設部 管理課	<p>対馬地区海岸漂着物等地域対策推進業務委託2件において、必要な資格を有する他業者がいるにもかかわらず、一者随意契約を行っている。</p> <p>また、うち1件において、変更契約書に県側の公印が押印されていない。</p>	<p>必要な資格を有する業者が一者だけと誤認していたため、発生した案件です。今後は資格を有する者が複数いないかの確認を確実にを行い、適正な事務処理に努めてまいります。なお、令和4年度に資格を有していた2者のうち1者の代表者が令和5年度に亡くなったため、当該業者に廃業予定である旨の聞き取りを行い、令和5年度においては必要な資格を有する業者1者と随意契約を行いました。</p> <p>また、変更契約書への公印の押印漏れについては、変更契約書に振興局長印を押印する際に、割印はしたものの契約印の押印を漏らしていたものです。担当する経理班職員に対し事例を踏まえた周知と注意喚起を行いました。今後は、財務規則等に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>
22	農林部	県央振興局 農林部 農業企画課	<p>狩猟免許申請において、個人番号が記載された文書を保管している。</p>	<p>狩猟免許申請の添付書類として申請者から誤って個人番号が記載された住民票(写)が提出され、県においてこれに気付かず受付・保管していたところ、これが法律で制限される特定個人情報(個人番号)の収集・保管にあたるとして指摘を受けたものであります。</p> <p>保管していた個人番号が記載された住民票(写)は、住所確認のために添付されたものであるため、個人番号が明らかに読み取れないよう黒く塗りつぶしたうえで複写保管し、原本は廃棄処分しました。</p> <p>所管課である農山村振興課が発出する狩猟免許試験のお知らせなどに住民票の写しは個人番号が記載されていないものに限る旨を明記して申請者へ周知するとともに、申請受付の際のチェックリストに個人番号の記載がないことを確認する項目を追加して再発防止に努めてまいります。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
23	農林部	農林技術開発センター 管理部門	公用車の処分が遅延しており、自賠責保険及び自動車重量税の還付手続きを行っていない。	令和3年度(令和4年3月)に事故を起こした公用車にかかる不用決定・一時抹消登録・鉄くず売却・永久抹消登録などの処分手続きが遅延した結果、還付を受けられる期限を過ぎてしまったことから指摘を受けたものであります。 指摘を踏まえ、公用車の処分に係る還付手続きについて所属内で改めて認識するとともに、今後は処理状況の進捗管理を複数人で行い、還付に必要な手続きを速やかに行ってまいります。
24	農林部	農林技術開発センター 環境研究部門	病害虫発生調査業務において、調査実績が委託契約額の積算基礎として想定していた回数を満たしていないにもかかわらず、精算がなされていないものがある。 また、受託者が提出する報告書の記載に不足がある。	J Aと契約締結している「病害虫発生調査業務委託契約」において、毎月2回の実績報告(病害虫調査)、毎月5日毎の報告(トラップ調査)、毎週1回の報告(予察灯)のいずれかの実績報告に基づき支払うべきところ、調査実績が積算基礎としていた調査回数を満たしていないにもかかわらず精算をしていなかったことや、調査報告書に記載する病害虫防除指導実績の一部に記載漏れがあり、報告書の記載に不足があったことから、指摘を受けたものであります。 令和5年度の出納局検査においても同様の指摘を受け、令和5年度契約から精算処理をするよう契約を変更し、適正に支出するようにしております。 また、調査報告書の記載に不足が生じないように今後は複数人で確認を行うとともに、積算基礎に用いる調査時期と実施要領とに齟齬がないよう確認し、適切に事務手続きを行ってまいります。
25	農林部	農林技術開発センター 果樹・茶研究部門	浄化槽維持管理業務委託において、再委託の承認がされていない。	当該委託業務のうち水質分析について、委託業者では分析不可能な項目について検査機関へ分析を依頼し、計量証明書を報告書に添付していますが、契約書に定めた書面によらず再委託していたことから、指摘を受けたものであります。 今回の指摘を踏まえ、令和5年度契約においては、令和6年2月に委託業者から再委託承諾申請を受理し、承諾しております。 なお、今後は、委託業者から再委託の申出があれば、すみやかに再委託の承諾申請を徴し、審査のうえ承諾の手続きを行うとともに、契約内容及び報告書の精査・確認を徹底し、適切な業務管理に努めてまいります。
26	農林部	農林技術開発センター 畜産研究部門	牛乳の委託販売にかかる販売手数料について、請求内容の確認が不十分である。	牛乳の委託販売契約において、販売にかかる経費を県が負担する旨約定していますが、精算書の異なる項目欄に記載し請求されていた経費について確認が不足していたことから、指摘を受けたものであります。 今後は、毎月の精算時に経費の内容を事業担当、経理担当、決裁者がそれぞれ精査するなど、複数人での確認を実施し、適切に処理してまいります。

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
27	農林部	農業大学校	長年、自動販売機電気使用料の積算を誤り、設置業者に対し過少請求している。	本校及び畜産学科に設置されている自動販売機の電気使用料について、設置業者へ請求している電気使用料の算出方法を誤り、過少請求していると指摘を受けたものであります(令和4年度▲9,685円)。今年度は年度当初より行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき、適正な電気使用料を算出のうえ、設置業者へ請求しております。今後は、事務処理にかかる根拠確認の徹底、課内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に務めてまいります。
28	土木部	県央振興局建設部管理課	有喜漁港海岸環境整備施設管理委託外1件において、再委託の承認が不十分である。	再委託承認は行っておりましたが一部の業務に関し、再委託承認時に申請・承認書共に記載が漏れていたものです。今年度については市へ指導し、追認を行いました。今後は市との契約時に十分かつ綿密な協議を行い、再発防止に努めてまいります。
29	土木部	県央振興局建設部道路第一課	橋梁補修事業等における負担金について、調定が遅延している。	令和5年度については、今回の指摘を受け、負担金に係る調定を速やかに発議しました。今後は、予算受け入れがわかった時点で速やかに、負担金に係る調定の手続きを実施します。
30	土木部	五島振興局管理部総務課建設部道路課	一般国道384号外5線道路清掃業務委託(路面清掃)において、予定価格等をランダム化により決定することを告知していない。 また、委託業務により生じた産業廃棄物の処分について、県が排出事業者として処理を行っていない。	電子入札システムを使用する委託業務(建設関連業務委託)は、入札執行通知書をシステムで作成する際、ランダム化について自動で表記されるようになっておりますが、今回の案件は電子入札システムを使用しない委託業務(事務委託)だったため、入札執行通知書を作成する際にランダム化についての記載を失念したものです。 電子入札システムを使用しない案件については、決裁欄にランダム化について明記が必要か否かのチェック欄を設け、決裁ラインにおいても複数人で確認できるよう改め、再発防止に努めてまいります。 また、路面清掃業務に係る廃棄物の取り扱いについては、道路維持課から通知が出ていたことを失念していたため発生したものです。今後は通知に従い適切に処理を行ってまいります。
31	土木部	五島振興局建設部道路課	管内道路監視業務委託において、受託した業者が従来の受託業者と同一であるにもかかわらず、引継期間に係る経費を減額変更していない。	道路維持課からの通知が出ていたことを失念しており、今後の発注に際しては、通知に従い適切に処理を行います。

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
32	土木部	五島振興局 建設部 福江空港管 理事務所	福江空港化学消防車タイヤ交換業務において、不用となったタイヤの処分を産業廃棄物処分許可を有していない納入業者に依頼している。	タイヤ交換業務においては、相手方が廃タイヤを無償で引き取る場合を除き、県が廃タイヤの排出事業者として、産業廃棄物処分許可業者と契約すべきであることを正しく認識していなかったものであります。 今後は、産業廃棄物処分に関する法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
33	土木部	対馬振興局 建設部 管理課	対馬地区海岸漂着物等地域対策推進業務委託2件において、必要な資格を有する他業者がいるにもかかわらず、一者随意契約を行っている。 また、うち1件において、変更契約書に県側の公印が押印されていない。	必要な資格を有する業者が一者だけと誤認していたため、発生した案件です。今後は資格を有する者が複数いないかの確認を確実にし、適正な事務処理に努めてまいります。なお、令和4年度に資格を有していた2者のうち1者の代表者が令和5年度に亡くなったため、当該業者に廃業予定である旨の聞き取りを行い、令和5年度においては必要な資格を有する業者1者と随意契約を行いました。 また、変更契約書への公印の押印漏れについては、変更契約書に振興局長印を押印する際に、割印はしたものの契約印の押印を漏らしていたものです。担当する経理班職員に対し事例を踏まえた周知と注意喚起を行いました。今後は、財務規則等に基き適正な事務処理に努めてまいります。
34	土木部	対馬振興局 建設部 管理課	竹敷港環境整備施設管理委託において、再委託の承認がされていない。	対馬市が業者に発注している浄化槽管理業務等について、再委託の承認の対象ではないと誤認していたため、発生した案件です。令和5年度においては、公衆トイレ管理業務については令和5年4月7日付け、浄化槽維持管理業務については令和5年4月18日付け、除草作業については令和5年5月12日付けで再委託の承認を行いました。
35	土木部	対馬振興局 建設部 道路課	一般国道382号外3線道路維持工事(トンネル非常用設備点検業務委託)において、契約が遅延している。 また、点検期間が適切でない。	例年4回/年を基本として点検する当業務において、令和4年度は、起工が遅れたため7月の契約となった案件です。 令和5年度は6月に契約・点検を行いました。今後も、年度当初に起工を行い、年間の点検間隔を平準化するよう努めてまいります。
36	土木部	石木ダム建設事務所	石木ダム仮設水道点検業務委託において、再委託の承認がされていない。	同種業務については、再委託の確認を行うなど改善措置を講じました。今後は確実に手続きを行ってまいります。
37	土木部	石木ダム建設事務所	トランシーバー外3点の処分において、産業廃棄物として処分すべきものを一般廃棄物として処分している。	今後、不用物品が生じた場合は、産業廃棄物に該当するかどうかを確認したうえで、関係法令、処分方法、処分業者等を確認し、適切に処分することといたします。

R06-40060-01531

令和6年6月3日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 祐実 様
長崎県監査委員 大場 博文 様
長崎県監査委員 堤 典子 様

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

(公 印 省 略)

令和5年度普通会計定期監査（後期）及び
行政監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月21日付R05-21000-01236にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	教育庁	長崎図書館	<p>郷土資料デジタルアーカイブシステム構築等業務委託で購入された備品の組入れがなされていない。</p>	<p>委託業務で取得した物品について、備品に該当すれば組入れにより備品として管理するところですが、組入れについての認識が不足していたことにより生じたものです。</p> <p>指摘を受けて当該備品の組入れ処理を行いました。</p> <p>今後は、同様の事案が生じないよう所属内において共有するとともに、物品取扱規則に基づき適正な事務処理に努めてまいります。</p>
2	教育庁	長崎東高等学校	<p>エレベーター保守・点検業務委託において、契約で定めた点検を行っているか確認できず、履行確認が不十分である。</p>	<p>本校設置のエレベーターについて、毎月1回の定期点検及び年1回の機器総合点検を行っています。提出された報告書の中で点検結果が確認できない項目がありました。</p> <p>本業務は、委託業者が点検日当日に口頭により不具合等の有無について報告し、後日報告書として提出する流れとなっていますが、口頭の段階で異常がなかったことで安心してしまい書面で詳細なチェックが行き届かずにいました。点検は行われていたものの、報告書の一部に記載漏れがあったことについて、発注側としての確認を十分に行っていませんでした。</p> <p>これまで報告書を毎月の支払請求書と合わせて支出証拠書類に綴じていましたが、点検が必要な時期が「例月」「年1度」等複数項目があるものについて経緯を追いながらチェックできるようにするために、今年度より報告書を別綴じとし年間の推移と報告内容の確認が容易にできるよう改めました。</p> <p>今後は、報告書チェックの流れを改めたことにより、複数での確認を徹底し、校内設備の安全な運用を進めていくものとします。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
3	教育庁	長崎北高等学校	旧式見高等学校体育館の使用許可において、明確な根拠無く光熱水費を徴収していない。	<p>平成19年度末をもって長崎式見高校が閉校し、平成20年度から本校が旧長崎式見高校の施設及び校地を管理することとなったが、体育館を施設開放する際に光熱水費を徴収していませんでした。</p> <p>旧長崎式見高校体育館は、本校が管理することとなった平成20年度当初からは本校の部活動で使用していましたが、その後外部団体に貸し出すようになり、平成24年度には旧長崎南商業高校体育館に設置されていたボルダリング設備が移設され、平成26年長崎国体における競技力向上対策として県山岳連盟に貸し出し、練習拠点とされ、長崎国体終了後も継続して使用許可していたという経緯があります。</p> <p>ただ、光熱水費を徴収しなかった理由について、当時の資料等に記録がなく、関係者から聞き取り調査を行いました。が、判明しませんでした。</p> <p>現在、旧長崎式見高校の施設は老朽化が著しく、令和5年度から体育館を含む全ての建物の使用を取りやめ、施設開放していないところではありますが、今回の指摘を受けて、関係法令等を確認し、光熱水費の取扱いには慎重を期す等、改めて職員間で共通認識を図りました。</p> <p>今後、学校施設開放の事務手続きにおいては、より厳密な確認作業を行い、法令等との照合を徹底するとともに、担当者間の引き継ぎの際には遺漏のないよう努めます。</p>
4	教育庁	上対馬高等学校	自家用電気工作物保安管理業務について、一者随意契約の理由が不適切である。	<p>自家用電気工作物保安管理業務について、九州電気保安協会を相手方とした1者随意契約を締結していましたが、近隣の公共施設において別の業者と契約している事例があるため、1者随意契約とせず複数の業者で競争するべきであったとの指摘を受けました。</p> <p>上対馬地区における自家用電気工作物の保安管理業務については、従来より九州電気保安協会の1者しか対応できないとの認識を持ち続け、近隣の状況を確認せずに、前例踏襲により事務処理を行ったことが大きな誤りでした。</p> <p>今回、監査事務局からの情報提供を受け、九州電気保安協会以外の業者に保安管理業務が実施可能であることを確認したところ可能との回答であったため、次回契約時は複数の業者で競争する必要があることを事務室で情報共有するとともに、現在の契約書に競争可能であることをメモし、業者名や電話番号を貼り付け、担当者が変更となった場合でも適正に対応できるような措置を講じました。</p> <p>今後は、前例踏襲による事務処理を安易に行うのではなく、複数の業者による対応が可能か否かなどについて事務室内で十分に検討した上で事務処理を行います。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
5	教育庁	五島高等学校	<p>第一種特定製品定期点検業務委託において、予定価格を超えて見積決定している。</p>	<p>業務用の大型エアコンや冷凍庫等の第一種特定製品定期点検業務委託について、業者へ委託してフロンガスの漏えいがないか調査するため、2者から参考見積を徴取し、うち安価な方で予定価格を算定及び本見積を行いました。同2者による本見積では、1者(予定価格として採用していた業者)が辞退し、もう1者が予定価格を超えて見積りをしたにもかかわらず、そのまま後者を決定業者としました。</p> <p>本来であれば、「不落」とし、再度施行内容を見直す等行うべきところ、事務長はじめ室員による確認不足により決定としてしまいました。</p> <p>このため、監査後、直接の担当者については、今自分が持っている知識と経験を最大限活用し、ベストの状態で見直しに付すという自覚を再確認し、また、事務長および校長についても、自分は最後のチェック者であるという自覚を改めて確認し、同様のミスを起こさないよう、事務室全体で問題点の認識共有を行いました。</p> <p>今後は、室員による施行何との突き合わせを徹底するなど最善のチェックを行い、適正な事務処理の遂行に努めます。</p>
6	教育庁	西彼杵高等学校	<p>自家用電気工作物保安管理業務委託において、変更契約伺は決裁されているものの、変更契約締結が遅延している。</p>	<p>受変電設備(キュービクル)の更新を行ったことに伴い、設備容量が変更(仕様変更)となったため、年度中途の令和4年4月末に自家用電気工作物保安管理業務委託契約の一部変更を行うこととなりました。その変更契約手続きにおいて、変更契約伺の決裁は令和4年4月末になされていましたが、書面での契約書締結が令和4年9月末となっていたものである。</p> <p>変更契約伺が決裁された後、すぐに変更契約書締結の事務処理をすべきでしたが、他の事務処理を優先してしまい、そのまま事務処理を失念してしまったことが原因でした。一連の手続きの中で、作業の進捗状況等を複数人でチェックする体制がとれていれば防げたことであると考えます。</p> <p>このため、契約事務チェックリスト等を活用して進捗状況の確認を行う等、業務の進行管理を複数人で十分に行っていくこと、また、規則等に基づいた正確な手続きを行えるよう係員間の相互チェックの徹底を行っていくこととしました。</p> <p>今後は、懸案事項については、事案の大小に関わらず、情報共有することとし、担当判断のみで処理を進めないよう機会あるごとに意識付けを行うとともに、情報共有の手段として、スケジューラーに締切りを入力して複数人で確認・管理する等、業務の見える化を進めることで、業務の進捗管理を図っていきます。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
7	教育庁	長崎工業高等学校	<p>物品の処分において、不用決定決議を行わないまま棄却処分している。 また、点検・照合の結果について、物品管理者への報告が不十分である。</p>	<p>ノートパソコン3台について、不用決定決議を行うことなく廃棄していました。 令和3年度の配置物品点検時に、点検担当教諭からノートパソコンの廃棄希望が報告されていたが、不用決定決議を失念したまま他の不用決定決議済みのノートパソコンとともに処分してしまっていました。 令和4年度の配置物品点検報告時に、点検担当教諭から、事務担当者に対し同ノートパソコンについては令和3年度に処分済みであると報告されたにもかかわらず、不用決定決議を行った書類がなかったことから、事務担当者はパソコンがあるものと誤認し、物品の再点検を求める一方で、物品管理者に対しては、担当教諭から令和3年度に処分済みである旨の報告を受けたことを報告していませんでした。 令和3年度の廃棄希望品260点のうち、パソコンについては100点ほどあり、廃棄処理数が非常に多いことから、「必ず漏れがある」との認識を持って、複数の職員でチェックするとともに、点検担当教諭に対しては、不用決定決議が終了するまでの間は、廃棄用パソコン集積場所へ移動しないようする旨を連絡すべきでした。 今回、令和5年度の配置物品点検時において、改めて点検担当教諭に事情を聴取したところ、既に処分済みであることが判明しましたが、不用決定決議及び物品管理システムともに日付を遡っての処理ができないため、やむを得ず、当該年度に不用決定決議を行う措置を講じました。 今後は、不用決定決議と配置物品点検報告との照合については複数の職員で行うとともに、点検担当教諭に対しては、不用決定決議が終了するまで物品を移動しないように連絡を徹底します。また、点検結果報告についても、担当教諭から報告された点検結果を物品管理者に報告した後に、点検結果で生じた疑問点について対応することとします。</p>
8	教育庁	佐世保工業高等学校	<p>浄化槽解体に伴う浄化槽汚泥引抜及び清掃業務において、契約期間の延長契約を行っているが、履行保証保険の期間変更をさせていない。 また、免除要件を満たさない契約実績で入札保証金を免除している。</p>	<p>浄化槽改築工事に遅れが生じ、当初契約期間では既存浄化槽の汚泥引抜及び清掃業務を行うことが困難であることから、契約期間の変更契約を行いました。その際履行保証保険の契約期間を変更させることを失念していました。 また、入札保証金については、住宅供給公社が県営住宅の指定管理者をしている分の契約を県との契約として位置付け免除していたが、公社等は「国又は地方公共団体」に含まれないものでした。 入札保証金免除や契約期間変更に必要な事務手続の理解不足、相互チェック体制が不足していたことが原因と考えています。 そのため、今回指摘事項となった原因を事務室内で共通理解し、相互チェック体制の強化を図ることとしました。 今後、同様の誤りがないよう通知やマニュアルなどを十分に確認・理解し、校内のチェック体制を強化していきます。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
9	教育庁	大村工業高等学校	外壁調査業務委託において、予定額（設計額）の積算が誤っている。	<p>外壁打診調査において、高さが11mの建物で18m級の高所作業車を使用しているが、12m級で積算すべきところを18m級で積算しており、さらに外壁打診調査の面積に赤外線調査の面積も含めており、その部分について、二重に積算を行っていました。</p> <p>建物の高さは11mでしたが、高所作業車が入りにくい場所があり、18m級だと対応できると考え積算しましたが、指摘を受け、建物の高さに応じた適切な高所作業車のクラスを選定することを確認し職員全員でチェックすることを確認しました。</p> <p>今後は、担当者任せにせず、職員全員での相互チェック体制を強化するとともに、余裕をもって業務を実施していくことを事務室内で共有していきます。</p>
10	教育庁	諫早商業高等学校	外壁打診調査業務委託において、予定額（設計額）の積算が誤っている。	<p>高所作業車は建物の高さによって、単価を設定されるが、教室棟①・②、職員公舎の積算について、一律に18mの高さの高所作業車で積算を行っていること、また、高所作業車を必要としない箇所は、人員が削減されるのではないかと指摘を受けました。</p> <p>高所作業車の選定については、建物の高さに応じた高所作業車の選定をすべきであったことに加え、高所作業車を要しない箇所の調査において、人員数・日数が多く積算されていることについては、別の調査方法を用いる必要があり、結果として積算の内容が変わってくるという点を見落としていました。</p> <p>そのため、事務室職員全員で今回の指摘事項となった原因について共通理解を図るとともに事務室内のチェック機能を強化するため、個人ではなくチームで仕事をする意識をもって相互チェックをすることを再確認しました。</p> <p>今後は、予定額（設計額）の算定を行う際は、誤りがないよう事務室全体で資料を十分に精査していきます。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
11	教育庁	長崎鶴洋高等学校	<p>関係団体が艇庫内に置いている物品について、目的外使用許可の手続きがとられていない。</p>	<p>本校の艇庫には、部活動所有の物品や水産科関係の物品、カヌー協会所有の物品など、以前から他団体の物品が置かれた状態であったため、令和4年度の実地監査においても管理が不十分であると指摘を受けました。</p> <p>その後、速やかに艇庫内の物品を整理し、一覧表をまとめたところですが、県以外の関係団体が保管する物品の行政財産目的外使用許可の手続きを行っていないため、指摘を受けました。</p> <p>艇庫内に置かれた物品については、艇庫を利用する職員や事務室内でも実態を正確に把握していませんでした。令和4年度の指摘を受け、整理を行いました。その際に他団体所有物品の行政財産目的外使用許可の手続きを失念していました。</p> <p>そのため、指摘を受け、カヌー協会が今後も艇庫を使用するか否かについて協議し、その結果、継続して使用したいとの申し出があったため、速やかに行政財産目的外使用許可の手続きを行いました。</p> <p>今後は、艇庫内の物品について、作成した一覧表をもとに引き続き適切に管理を行うとともに、他団体が所有する物品の保管には行政財産目的外使用許可の手続きが伴うことを管理職、事務室、艇庫を利用する職員が確実に認識するように周知し、艇庫以外の施設においても同様に漏れがないように学校全体で共有していきます。</p>
12	教育庁	佐世保東翔高等学校	<p>行政財産目的外使用許可に伴う使用料に係る延滞金について、延滞金条例の適用を誤って計算したため、徴収すべきでなかったものを誤徴収している。</p>	<p>電柱類の行政財産目的外使用許可における使用料について、納入期限を過ぎていたため、「長崎県税外収入延滞金条例」に基づき、延滞利息を徴収したが、「延滞金の割合等の特例」の「附則」を見落としていました。</p> <p>その附則によれば、当分の間は、この割合をもって算出することとあり、それをもって改めて計算すると、延滞金が0円となるため、徴収すべきではなかったものを誤徴収しているとの指摘を受けました。</p> <p>そのため、事務室内で条例の再確認を行い、条例などに記載してある内容を、十分に確認・理解のうえ、処理を行うよう申し合わせました。</p> <p>なお、指摘後、誤徴収の相手方に、謝罪と延滞金を返却したい旨を伝えたところですが、23円と金額が少額なこと、昨年度の決算が済んでいることなどの理由から、返金は不要であるとの回答でした。</p> <p>今後、同様の誤りがないよう通知やマニュアルなどを十分に確認・理解し、校内のチェック体制を強化していきます。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
13	教育庁	大村城南高等学校	<p>前回監査で指導したにもかかわらず、生産物等の販売に係る実習品処分報告書について、受高の記載がない。</p>	<p>令和4年度の書面監査において、「生産物等の販売に係る実習品処分報告書について、受高の記載がない」との指導を受けました。</p> <p>出納員へ生産品受入払出通知をする際には、「生産品受入・実習品払出通知書(様式第1号の2)」への受高の記載が必要であることを長崎県立学校実習会計事務取扱要領で確認し、以後記載する是正措置を講じたものの、「実習品処分報告書(様式第1号の3)」については、本様式が払出の報告書であることから受高の記載は不要であると誤って解釈してしまい、以後も受高の記載を行っていませんでした。</p> <p>関係例規通知等の確認不足、恣意的な判断により事務処理を続けていたことが原因であり、今回の監査後、長崎県立学校実習会計事務取扱要領等を再確認したうえで、「実習品処分報告書(様式第1号の3)」についても受高と払高をそれぞれ記載する措置を講じました。</p> <p>今後は、実習品にかかる生産報告から処分報告までの取扱いについて事務室内で共通認識を図り、必要であれば関係所管課に問い合わせるなどし、適正な事務処理の遂行に努めていきます。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
14	教育庁	平戸高等学校	一般廃棄物収集運搬処理業務委託において、一者随意契約の理由が不適切である。	<p>平戸市では、地域ごとに分けて収集運搬の許可が業者に出されているため、本校を含む南部地域の収集運搬業にかかる許可を受けているのは一者のみであるとの理由をもって一者随意契約を締結していました。</p> <p>しかし、今回の監査受検時に平戸市の担当者に確認したところ、当該地区は平戸市全域も含め三者が許可を受けており、三者とも業務委託は可能であることがわかり、随意契約検討シートに記載の理由では、一者随意契約の理由として誤っているとの指摘を受けました。</p> <p>南部地域のほか、市内全域で許可を受けている業者も選定可能であったにも関わらず、当該地域の許可業者が一者であることを理由に安易に一者随意契約を締結しており、本来ならば、市内全域で許可を受けた業者が本校での業務が可能であるか否かの検証を行うべきでした。</p> <p>このため、当該地区で許可されている業者だけでなく、市内全域で許可を受けた業者についても業務が可能である旨を、平戸市の担当者に確認する措置を講じました。また、令和6年度の委託契約においては、本校での業務が可能であるとの判断のもと、複数の業者で見積合わせを行い業者選定を行いました。</p> <p>今後は、一般廃棄物収集運搬処理業務委託においては、対象期間における許可業者を平戸市に確認したうえで事務処理を進めていくこととし、また、他の業務においても、一者随意契約を締結しようとする場合は、十分に内容を精査したうえで、その理由を明確に説明できるようにします。</p>
15	教育庁	平戸高等学校	浄化槽保守管理業務委託において、再委託の承認がされていない。	<p>浄化槽保守管理業務委託について、仕様書に定めている年2回の検水業務を、委託している業者とは別の業者が行っている（再委託）が、再委託を承諾した旨を確認できる書類を整備していませんでした。</p> <p>年2回の検水業務については、委託業者とは別の業者が行っているという認識があったにも関わらず、水質検査は特定の業者しか行うことができないということもあり、再委託であるとの認識がなかったことから、契約書に定める書面での承諾を失念し、別の業者の書面による検査結果の報告をもって履行の確認としていました。</p> <p>監査後、契約書に定める再委託に関する書面の承諾を行うとともに、本校が締結しているその他の委託契約に関しても、再委託をしている業務が無いか確認を行いました。</p> <p>今後は、委託契約に関する手続きを行う際等において、契約書の内容の精査・把握に努めるとともに、再委託にあたる業務の有無の確認を複数の職員で行うようにします。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
16	教育庁	ろう学校	佐世保分教室において、水道の管理が不十分である。	<p>屋外水道が出しっ放しになっていたことと漏水が重なり、水道料金が増加しました。</p> <p>屋外水道について、「誰が・いつから」水道を出しっ放しにしてたか確認できず、使用量全体のうち、どれだけが不注意による分でどれだけが漏水による分なのか数量を確定することができなかつたため、還付請求を行うことができませんでした。</p> <p>大雨・台風の後などを除き、通常は退庁前に部主事(教育職)による校舎内の施錠確認や児童等の動線上の安全確認を中心に見回りを行っているものの、敷地内全体の見回りについては、月に1・2回程度でした。</p> <p>このため、水道の適切な使用について、職員に対する周知及び週末にグラウンドを利用している関係団体(地域のソフトボール・ラグビーチーム)に対する注意喚起を行うとともに、敷地の見回りを強化し、特に週の始まりの月曜日については、何かあるのではないかという意識を持ってグラウンドや校舎周辺(蛇口を含む)等の見回りを行っているところです。</p> <p>今後も、引き続き、上記の措置を徹底することにより、水道の適正な管理に努めます。</p>
17	教育庁	佐世保特別支援学校	<p>産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託において、予定単価を超過した見積書を決定としており、その結果、予定総価格額及び予算額を超過して契約している。</p> <p>また、予定額の積算において、産業廃棄物税相当額が含まれていることが不明確である。</p>	<p>廃プラスチック類の処分業務委託にかかる単価契約について、予定単価(4,000円/m³)を超えた単価(6,000円/m³)により落札決定し、契約していました。本来は、見積執行通知書にも記載のとおり、予定単価を超えているため、不落とすべきでした。また、予定価格の積算に使用した参考見積書について、見積額に産廃税相当額が含まれている旨を業者に口頭にて確認していたものの、参考見積書にはその旨が記載されていませんでした。</p> <p>年度当初の事務量が増える時期のため、平時よりチェック機能が低下していたこと、参考見積書を徴して予定価格として採用した業者から提出された見積書であったため、参考見積書を上回る金額で見積書が提出されることはないだろうという思い込みがあったこと、毎回産廃税を含んだ額の見積書が提出されていたため、今回も当然産廃税が含まれていると思い、書類に記載してもらったことを怠ったことが原因であったと考えます。</p> <p>このため、監査後、今回の指摘内容及び原因について事務室内で情報共有を行い、下記の再発防止策を講じました。</p> <p>まず、予定価格を越えて決定していた件については、見積決定時に、起案の予定価格のところに付箋を貼って回覧することで予定価格と見積価格を意識して比較するようし、校内用に作成したチェックリストを用いてチェックすることにより、予定価格を超過して決定、契約しないようにしました。</p> <p>また、産業廃棄物処分の契約にかかる産廃税についても、参考見積に金額等が記載されている旨、確認を徹底するとともに、施行伺の予定価格の欄に産廃税について記載欄を設け確認することにより失念しないようにしました。</p> <p>今後は、上記の措置を徹底し、適正な事務処理の遂行に努めます。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
18	教育庁	佐世保特別支援学校	<p>保管金において、還付すべき所得税が還付されていないものがある。</p>	<p>看護師の報酬の支出において、令和4年1月以降に令和3年分の年末調整による超過税額を充当して、2,550円を返金する予定でしたが、1月給与で充当予定だった所得税2,550円を誤って控除していました。(保管金受入)そのため2月給与で2,460円を充当し3月にも残りの90円を充当して返金すべきでしたが失念し保管金に残ったままになっていました。</p> <p>年末調整の結果の内訳表等が1月の報酬に添付されておらず、充当すべき対象者のチェックができていなかったこと、所得税の納入が終わった後には保管金はゼロになるはずであるが、何の分が残っているのかチェックされていなかったこと等が、年度を超えて長い間還付されていなかった原因であると考えます。</p> <p>今回還付漏れが判明しましたので、本人へ還付手続きを行い還付は完了しました。</p> <p>年末調整時に報酬システムで作成する還付内訳書については、1月以降還付が終了するまで毎回金額を修正しながら添付し担当以外もチェックできるようにするとともに、毎月の保管金(所得税)払出においては、支払予定額が財務端末から出力する保管金出納照会画面の残額と一致するか、支払後に残金ゼロになるかを確認して残っている場合は原因を確認し対応処理するよう改めました。</p>
19	教育庁	川棚特別支援学校	<p>B棟屋上パラペット改修工事において、使用材料の規格が変更されているにもかかわらず、契約変更を行っていない。</p>	<p>契約相手方より、使用材料の規格を変更したいと申し出があり、業者から金額変更の申し出がなかったことから、設計額の減はないと考え、変更契約を行いません。</p> <p>しかしながら、これらの材料は面積によって積算が行われており、使用材料の変更は請負代金に変更が生じることから、設計額を積算したうえ、設計変更の検討を行い、その結果を工事打合せ簿に記載しておく必要がありました。</p> <p>担当者を含め、財務規則等の法令等、根拠をもった事務手続が曖昧であったものと考えており、今回の指摘を受け、事務室内で工事の打合せ簿を回覧する場合は、契約変更について意識するよう共通認識を図りました。</p> <p>今後は、打合せ等による変更で設計額に変更が生じないか常に意識し、相互チェック体制強化も含め、事務室内で契約変更の必要性について検討し、工事の執行を実施していきます。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
1	教育庁	教育環境整備課	<p>○学習用パソコン等の貸付について</p> <p>県立学校においては、在籍する児童生徒に対して学習用パソコン等の貸付を行っており、長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程に「亡失したとき又は損傷した場合、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕等の費用は利用者の負担とする」旨が定められているが、故意又は重大な過失と判断する場合の具体的な事例は示されておらず、各学校の判断に任されている。</p> <p>令和4年度決算では、貸付けた学習用パソコン23,769台において、故意又は重大な過失によるものではないとして公費で修繕したものが574件あり、その費用は19,546千円に上っているが、学校による損傷等の状況確認が不十分なものも見受けられる。</p> <p>故意又は重大な過失についての具体的な判断事例を示すとともに、教職員、生徒及び保護者に対して周知徹底し、学習用パソコン等のより適正な管理に努められたい。</p>	<p>学習用パソコン等の適正な管理については、これまでも、令和4年7月7日付「1人1台パソコンの管理徹底について(通知)」や、令和5年2月1日付「1人1台パソコン管理徹底及び破損対策調査について(通知)」において、故障・破損報告の事例や机にストッパーを取り付けるなどの落下防止策の好事例を参考に、最善の注意を払ってパソコン等を取り扱うよう教職員及び生徒に対して周知徹底する旨、通知したほか、校長会や事務長会の会議において定期的にパソコン等の管理徹底について依頼するといった措置を講じてきました。</p> <p>一方、パソコン等が亡失又は損傷した場合、故意又は重大な過失によるものか否かの判断については各学校に委任していますが、故意又は重大な過失にあたる具体的な判断事例を明示していませんでした。</p> <p>したがって、今後は、パソコン等の故障破損報告の事例や落下防止策の好事例のほかにも、故意又は重大な過失に該当する具体的な判断事例も明示した通知を各学校あてに通知するとともに、学校内のみならず登下校中や家庭内においても最善の注意を払ってパソコン等を取り扱うよう、教職員、生徒及び保護者に対して周知徹底し、適正な管理に努めていきます。</p>

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
2	教育庁	教育DX推進室	<p>○学習用パソコン等の貸付について</p> <p>県立学校においては、在籍する児童生徒に対して学習用パソコン等の貸付を行っており、長崎県立学校学習用パソコン等貸付規程に「亡失したとき又は損傷した場合、当該事由が利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕等の費用は利用者の負担とする」旨が定められているが、故意又は重大な過失と判断する場合の具体的な事例は示されておらず、各学校の判断に任されている。</p> <p>令和4年度決算では、貸付けた学習用パソコン23,769台において、故意又は重大な過失によるものではないとして公費で修繕したものが574件あり、その費用は19,546千円に上っているが、学校による損傷等の状況確認が不十分なものも見受けられる。</p> <p>故意又は重大な過失についての具体的な判断事例を示すとともに、教職員、生徒及び保護者に対して周知徹底し、学習用パソコン等のより適正な管理に努められたい。</p>	<p>学習用パソコン等の適正な管理については、これまでも、令和4年7月7日付「1人1台パソコンの管理徹底について(通知)」や、令和5年2月1日付「1人1台パソコン管理徹底及び破損対策調査について(通知)」において、故障・破損報告の事例や机にストッパーを取り付けるなどの落下防止策の好事例を参考に、最善の注意を払ってパソコン等を取り扱うよう教職員及び生徒に対して周知徹底する旨、通知したほか、校長会や事務長会の会議において定期的にパソコン等の管理徹底について依頼するといった措置を講じてきました。</p> <p>一方、パソコン等が亡失又は損傷した場合、故意又は重大な過失によるものか否かの判断については各学校に委任していますが、故意又は重大な過失にあたる具体的な判断事例を明示していませんでした。</p> <p>したがって、今後は、パソコン等の故障破損報告の事例や落下防止策の好事例のほかにも、故意又は重大な過失に該当する具体的な判断事例も明示した通知を各学校あてに通知するとともに、学校内のみならず登下校中や家庭内においても最善の注意を払ってパソコン等を取り扱うよう、教職員、生徒及び保護者に対して周知徹底し、適正な管理に努めていきます。</p>

長公委（会）第1号

令和6年5月23日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 祐実 様
長崎県監査委員 大場 博文 様
長崎県監査委員 堤 典子 様

長崎県公安委員会委員長

安部 恵美子

（公印省略）

令和5年度普通会計定期監査（後期）及び
行政監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月21日付 R05-21000-01236 にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

令和5年度 普通会計定期監査(後期)結果 (指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	警察本部	長崎警察署	東長崎寮電気代について、支払期限を過ぎて支払っており、延滞利息が発生している。	令和4年12月27日に延滞利息176円を九州電力(株)に対し支出済みです。 今後は、請求書等に記載された納入期限を複数人で点検、管理し、支払遅延の絶無に努めます。
2	警察本部	西海警察署	安全運転管理者講習受講手数料の徴収において、誤って収入印紙に消印している。	認可等の事務を行う担当職員に対し、「長崎県証紙条例の施行について」第6に記載されている「証紙の消印に関する事項」について改めて指導を行いました。 今後は、長崎県証紙条例などに基づき、適正な許認可事務を行い、再発防止に努めます。
3	警察本部	大村警察署	自動車保管場所証明申請手数料の徴収において、誤って収入印紙に消印している。	認可等の事務を行う担当職員に対し、「長崎県証紙条例の施行について」第6に記載されている「証紙の消印に関する事項」について改めて指導を行いました。 今後は、長崎県証紙条例などに基づき、適正な許認可事務を行い、再発防止に努めます。
4	警察本部	相浦警察署	相浦警察署一般廃棄物収集運搬処理業務委託において、産業廃棄物(蛍光灯)を処分している。	今後、ゴミの分別について、一般・事業系廃棄物の分別をよく認識し、産業廃棄物の処分の際は、事業系産業廃棄物として、別途有資格業者と契約した上で適正な処分を行います。
5	警察本部	江迎警察署	江迎警察署空調機冷媒用分岐管取替修繕2件において、冷媒の充填実績が減少したにもかかわらず、契約を変更していない。	今後は、仕様書に「充填量が仕様書に示した量に満たない場合は減額の契約変更を実施する」旨を記載し適正に事務手続きを行います。